

「貯金規定」新旧対照表

(改正後)	(現行)
<p>当座勘定規定</p> <p>1.～7. (省略)</p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1)～(4) 省略 <u>(削除)</u> <u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を 求めることができないものとします。 <u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって 当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場 合は、その限りではありません。</p> <p>9.～12. (省略)</p> <p>13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p> <p>14.～32. (省略)</p> <p>【小切手用法】 1.～7. (省略) <u>(削除)</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p>【約束手形用法】 1.～7. (省略) <u>(削除)</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p>	<p>当座勘定規定</p> <p>1.～7. (省略)</p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1)～(4) 省略 <u>(5)</u> 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 <u>(6)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を 求めることができないものとします。 <u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって 当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場 合は、その限りではありません。</p> <p>9.～12. (省略)</p> <p>13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その 金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>14.～32. (省略)</p> <p>【小切手用法】 1.～7. (省略) <u>8. 小切手用紙は、当組合所定を受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p>【約束手形用法】 1.～7. (省略) <u>8. 手形用紙は、当組合所定を受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p>

(改正後)	(現行)
<p>【為替手形用法】 1. ～9. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和8年4月1日現在)</u></p>	<p>【為替手形用法】 1～9. (省略)</p> <p><u>10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和7年4月1日現在)</u></p>

「貯金規定」新旧対照表

(改正後)	(現行)
<p>納税準備貯金規定</p> <p>1.～4. (省略)</p> <p>5. (貯金の払戻し) (1)～(3) 省略 (4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>(削除)</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>6.～20. (省略)</p> <p align="right">以 上</p> <p align="center"><u>(令和8年4月1日現在)</u></p>	<p>納税準備貯金規定</p> <p>1.～4. (省略)</p> <p>5. (貯金の払戻し) (1)～(3) 省略 (4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>6.～20. (省略)</p> <p align="right">以 上</p> <p align="center"><u>(令和4年4月1日現在)</u></p>